

食物アレルギー患者のWell-beingに今、必要な視点



平成23年6月30日 宮城県気仙沼市

NPO法人アレルギーを考える母の会

平成11年8月設立 平成20年4月NPO法人化

「母の会」はアドボカシー団体です

周囲の理解が得られず、孤立してアレルギーに苦しんでいる患者さんを守り、健康を回復してもらうために

- 相談活動**：一人を大切に、共感と励ましを送り適切な医療や学校・園・行政によるサポートへ橋渡しします
- 講演会・学習懇談会活動**：羅針盤となる「治療ガイドライン」をともに学び、自ら治療に取り組むアドヒアランスを育て、自己管理を可能にします
- 調査・研究、提言活動**：建設的で具体的な提案と協力を惜しまず、アレルギー患者を支える仕組みづくりを働きかけます

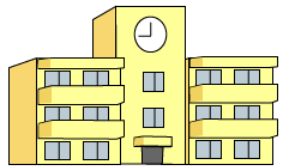
疾患を正しく理解して対応することが基本

課題が整理され、学校の負担が減る



相談

症状をコントロール、不安や疑問が減り心身ともに安定



学校の適切な対応へ橋渡し



傾聴

適切な医療へ橋渡し



- ①学校に出向いて養護教諭、担任同席で保護者に対応
- ②学校に専門医による研修や相談の機会を提供
- ③学校・保護者と面談し対応を一緒に考える
- ④学校だけでは対応できない場合は教育委員会に提案型で働きかけ

安心

安心



安心

- ①来し方の頑張りを労う
- ②適切な医療を理解する
 - ・情報の提供、講演会への参加など
 - ・かかりつけ医と専門医の役割を知る
- ③適切な医療機関を受診
 - ・紹介状をもらう
 - ・積極的に報告、質問
 - ・アドヒアランス良く服薬などを続ける

寄せられる相談は深刻

NHK ONLINE



4月24日放送

子どものアレルギー 親の動揺や不安をどう支える



アレルギーの子どもの原因となる食材を食べさせると、命の危険に直結します。誤って食べさせてしまい、子どもが命の危険にさらされたことに罪の意識を感じるという相談。

さらに、長引く治療を悲観して「子どもと一緒に死にたい」とまで訴える親もいました。



ある女性は今回の事件に過去の自分を重ねていました。

「自分のあの頃を振り返り涙が出てきます」。

相談からは親が抱える強いストレスが浮き彫りになったといえます。

千葉日報

アレルギーの娘に牛乳 殺人未遂容疑で母親逮捕 流山署

0



2016年12月14日 10:25 | 無料公開

顧問登録/サーキュレーション

数十年に及ぶ経験・知見を、現代経営に。顧問として貴方の経験を活かせませんか? circu.co.jp



牛乳アレルギーの長女（5）に牛乳を飲ませ、呼吸困難などのアナフィラキシーショックを起こさせて殺害しようとしたとして、流山署は13日までに、殺人未遂の疑いで、流山市十太夫、母親で自称会社員、 容疑者（35）を逮捕、地検松戸支部に送致した。

逮捕容疑は11日午前9時ごろ、自宅で長女が牛乳アレルギーと知りながら紙パックの125ミリリットル入りの牛乳を飲ませ、全身の発赤、呼吸苦、血圧低下、などのショック状態を引き起こさせて殺害しようとした疑い。長女が苦しむ姿を見て 容疑者が「アレルギー一症状で呼吸がおかしくなっています」と救急車を呼んだ。症状は快方に向かっているという。

同署によると、搬送先の病院から虐待の疑いで同署に通報があった。 容疑者は「精神状態が不安定だった」と、牛乳を飲ませたことは認めたが、殺意は否認している。 容疑者は長女と2人暮らしで、7月22日に「子どもを預かってほしい」と同署に相談。同署から柏児童相談所に通告していた。

あふれる情報の中で、
患者は孤立している

「母の会」には、こんなところから相談が寄せられます



アレルギーを考える母の会

「患者の実情、課題を知りたい」

【製薬企業】

【食品メーカー】

【出版社】

【大学】

【報道機関】

NHK
読売、毎日
朝日、東京
日経、共同通信
など

【医学会】

日本アレルギー学会
日本小児アレルギー学会
小児臨床アレルギー学会
食物アレルギー研究会
など

【厚生労働省】

【文部科学省】

【農林水産省】

【消費者庁】

【内閣府（防災）】

アレルギー医療は こう変わった！

ぜん息

アトピー性
皮膚炎

食物アレルギー

ぜん息死

ステロイド忌避

厳しい食物除去

施設入院

アトピービジネス

成長障害

治療ガイドライン

Evidence Based Medicine

コントロール
治療

コントロール
治療

必要最小限の除去
治療

疫学

わが国におけるIgE依存性の食物アレルギー有症率は諸家の報告より、乳児が7.6%-10%¹⁾²⁾、2歳児が6.7%²⁾、3歳児が約5%¹⁾²⁾、保育所児が4.0%³⁾、学童以降が1.3-4.5%⁴⁾⁵⁾とされている。全年齢を通して、わが国では推定1-2%程度であると考えられる。欧米では、フランスで3-5%⁶⁾、アメリカで3.5-4%⁷⁾、3歳の6%⁸⁾に既往があるとする報告がある。

1) Ebisawa M, et al. J Allergy Clin Immunol 2010;125:AB215

2) Yamamoto-Hanada K, et al. World Allergy Organization J 2020;13:100479

3) 柳田紀之他. アレルギー2018;67:202-10

4) 今井孝成. 日本小児科学会雑誌 2005;109:1117-22

5) 日本学校保健会平成25年度学校生活における健康管理に関する調査事業報告書 2014

6) Kanny G, et al. J Allergy Clin Immunol 2001;108:133-40

7) Munoz-Furlong A, et al. J Allergy Clin Immunol 2004;113:S100

8) Bock SA. Pediatrics 1987;79:683-8

食物アレルギー

定義

食物アレルギーとは、「食物によって引き起こされる抗原特異的な免疫学的機序を介して生体にとって不利益な症状が惹起される現象」をいう。

IgE依存性食物アレルギーの臨床型分類

表1 IgE依存性食物アレルギーの臨床型分類

臨床型	発症年齢	頻度の高い食物	耐性獲得 (寛解)	アナフィラキシーショック の可能性	食物アレルギーの機序
食物アレルギーの関与する 乳児アトピー性皮膚炎	乳児期	鶏卵、牛乳、小麦など	多くは寛解	(+)	主に IgE依存性
即時型症状 (蕁麻疹、アナフィラキシー など)	乳児期～ 成人期	乳児～幼児： 鶏卵、牛乳、小麦、 ピーナッツ、木の実類、 魚卵 など 学童～成人： 甲殻類、魚類、小麦、 果物類、木の実類など	鶏卵、牛乳、 小麦は 寛解しやすい その他は 寛解しにくい	(++)	IgE依存性
食物依存性運動誘発 アナフィラキシー (FDEIA)	学童期～ 成人期	小麦、エビ、果物など	寛解しにくい	(+++)	IgE依存性
口腔アレルギー症候群 (OAS)	幼児期～ 成人期	果物・野菜・大豆など	寛解しにくい	(±)	IgE依存性

(食物アレルギーの診療の手引き2020)

食物アレルギーの原因食物

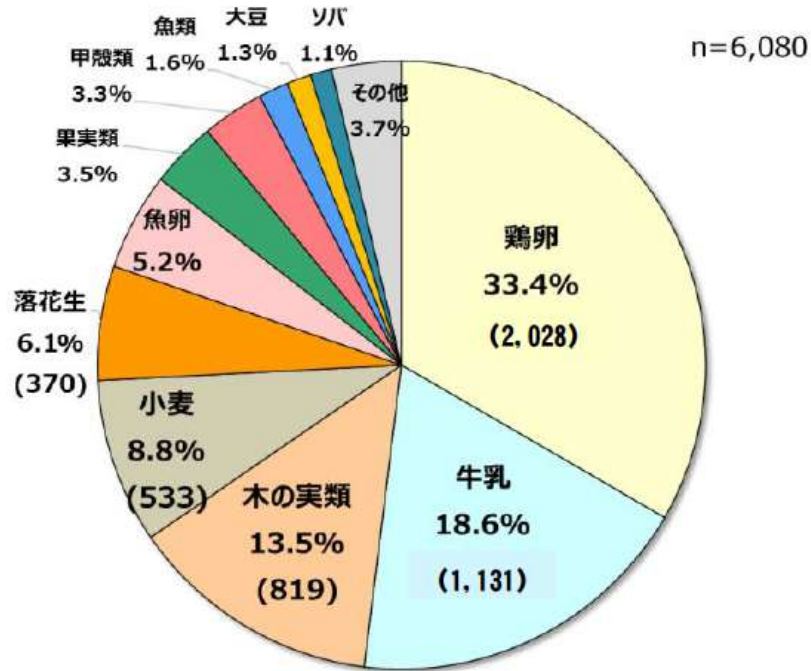


図2 即時型食物アレルギーの原因食物

表1 木の実類内訳

種類	n	全体に対する%
クルミ	463	7.6%
カシューナッツ	174	2.9%
マカダミアナッツ	45	0.7%
アーモンド	34	0.6%
ピスタチオ	22	0.4%
ペカンナッツ	19	0.3%
ヘーゼルナッツ	17	0.3%
ココナッツ	8	0.1%
カカオ	1	0.0%
クリ	1	0.0%
松の実	1	0.0%
ミックス・分類不明	34	0.6%
合計	819	

即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査報告（消費者庁 令和4年3月）

研究代表者 海老澤 元宏 国立病院機構相模原病院 臨床研究センター

研究協力者 杉崎千鶴子 佐藤さくら 国立病院機構相模原病院 臨床研究センター 今井孝成 昭和大学医学部小児科学講座

どのような症状が起こるのか？

呼吸の症状

- ・声がかすれる
- ・犬が吠えるような咳
- ・のどや胸が締め付けられる
- ・咳
- ・息がしにくい
- ・ゼーゼー、ヒューヒュー



顔面・目・口・鼻の症状

- ・顔面の腫れ
- ・目のかゆみや充血、まぶたの腫れ
- ・くしゃみ、鼻水、鼻づまり
- ・口の中の違和感、唇の腫れ

皮膚の症状

- ・かゆみ
- ・じんま疹
- ・赤くなる



全身の症状

- ・意識がない
- ・意識もうろう
- ・ぐったり
- ・尿や便を漏らす
- ・脈が触れにくい
- ・唇や爪の色が青白い



消化器の症状

- ・腹痛
- ・吐き気、嘔吐
- ・下痢



命にかかわる症状

アレルギー疾患対策基本法の狙い

(平成26年6月成立、同27年12月施行)

第3条 アレルギー疾患対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 (施策の総合的な実施により生活環境の改善)
- 2 アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切なアレルギー疾患に係る医療（以下「アレルギー疾患医療」という。）を受けられるようにすること。
- 3 国民が、アレルギー疾患に関し、適切な情報を入手することができるとともに、アレルギー疾患にかかった場合には、その状態及び置かれている環境に応じ、生活の質の維持向上のための支援を受けられるよう体制の整備がなされること。
- 4 (専門的、学際的又は総合的な研究の推進と成果の普及・活用)

(「母の会」作成)

アレルギー疾患対策基本法に基づく取り組み



(「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」(平成29年3月、令和4年3月改正)、
「アレルギー疾患医療提供体制の在り方について」(平成29年7月)等をもとに作成)

大気汚染の防止
受動喫煙の防止
適正な森林整備

医療の均てん化・患者支援



医師

歯科医師

薬剤師

看護師

臨床検査技師

保健師

助産師

管理栄養士

栄養士

調理師

教職員

保育士

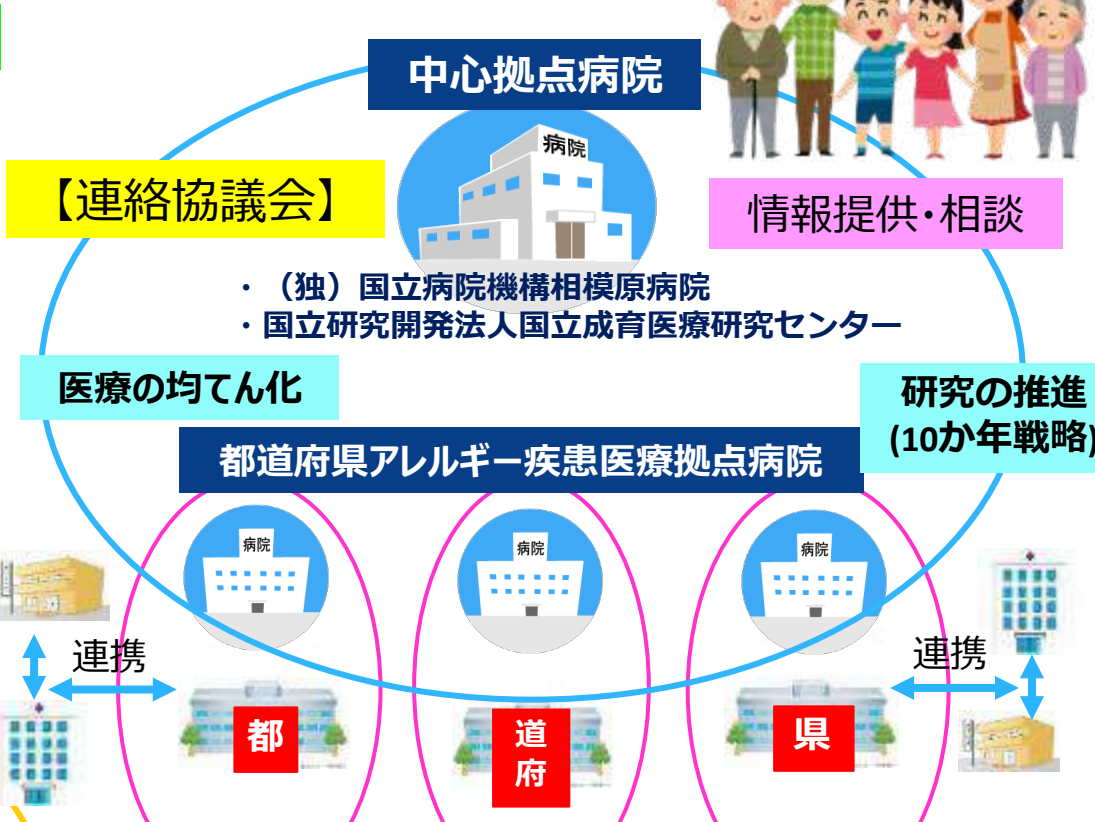
継続的な研修の実施・養成教育の見直し

関係学会等の認定制度

アレルギー表示

地域・職場で患者を支える支援

- 学校
- 幼稚園
- 保育所など
保育関連施設
- 学童
- 児童相談所
- 児童福祉施設
- 老人福祉施設
- 障害者支援施設
- 職場



【都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会】
都道府県、拠点病院、医療機関、医療従事者、医師会、
市町村、教育関係者、患者、住民などで構成

都道府県アレルギー疾患対策推進計画

保健指導 (健診など)
発症予防・重症化予防



食物アレルギーをめぐる主な施策の進展 〔母の会〕作成

- 2000年： 厚生労働科学研班（第1期）立ち上げ
- 2001、2年： 食物アレルギー全国モニタリング調査
- 2001年： 食物負荷試験ネットワーク研究開始
- 2001年： アレルギー物質を含む食品表示開始
- 2003年： 厚生労働科学研究班（第2期）立ち上げ
- 2003年： 「エピペン」[®]のハチ毒への承認
- 2003年： 食物アレルギーによる死亡例調査
- 2005年： 「エピペン」[®]の食物アレルギーへの適応拡大(投与は本人、家族に限る)
- 2005年： 「食物アレルギーガイドライン2005」刊行
- 2006年： 厚生労働科学研究班（第3期）立ち上げ
- 2006年： 食物アレルギー関連（食物負荷試験・栄養指導）の保険適用
- 2007年： 文部科学省の対応の現状報告（食物アレルギーの有病率2.6%）
- 2008年： 「学校ガイドライン」発行、生活管理指導表の使用（文部科学省）
教職員による「エピペン」[®]投与が可能に
- 2008年： 外来での食物経口負荷試験の診療報酬化
- 2009年： 「エピペン」[®]の救命救急士による使用解禁
- 2011年： 「保育所ガイドライン」発行（厚生労働省）
- 2011年： 「エピペン」[®]の保険適用
- 2013年： 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」
- 2015年： 「学校給食における食物アレルギー対応指針」発行（文部科学省）
- 2022年： 生活管理指導表（食物アレルギー）の保険適用、食物経口負荷試験の適用拡大

患者の視点で、とりわけ取り組みが遅れている分野

○災害時のアレルギー対応

災害時には、日常取り組めていた課題が集中的に顕在化する。食物アレルギー患者は避難所などで食事の確保に苦勞し、絶えず誤食のリスクにさらされる。国は対応の指針を示しているが、自治体の取り組みが進んでいるとは言えない。食物アレルギー対応を進めることは、脆弱な立場のすべての「要配慮者」（災害対策基本法）が過ごせる避難生活に通じる

○「外食・中食」のアレルギー表示

レストランなどでの食事は、友人との語らいや家族団らんなど、生活を潤す機会となる。ところが「外食・中食」にアレルギー表示のルールがない日本では、そうした機会も奪われがち、自主的な表示による誤食事故も頻発している。患者は表示のルール作りを求めるが国の対応は鈍い。食物アレルギー患者など食に脆弱な立場の人々を取り残さない視点と取り組みが求められる

患者の視点で、とりわけ取り組みが遅れている分野

○災害時のアレルギー対応

災害時には、日常取り組めていた課題が集中的に顕在化する。食物アレルギー患者は避難所などで食事の確保に苦勞し、絶えず誤食のリスクにさらされる。国は対応の指針を示しているが、自治体の取り組みが進んでいるとは言えない。食物アレルギー対応を進めることは、脆弱な立場のすべての「要配慮者」（災害対策基本法）が過ごせる避難生活に通じる

○「外食・中食」のアレルギー表示

レストランなどでの食事は、友人との語らいや家族団らんなど、生活を潤す機会となる。ところが「外食・中食」にアレルギー表示のルールがない日本では、そうした機会も奪われがち、自主的な表示による誤食事故も頻発している。患者は表示のルール作りを求めるが国の対応は鈍い。食物アレルギー患者など食に脆弱な立場の人々を取り残さない視点と取り組みが求められる

東日本大震災から12年

「母の会」が活動してきた被災地

- 東日本大震災（平成23年）
- 関東・東北豪雨（平成27年）
- 熊本地震（平成28年）
- 平成28年台風10号豪雨災害（岩手県岩泉町）
- 九州北部豪雨（平成29年7月）
- 平成30年7月豪雨（西日本豪雨）
- 北海道胆振東部地震（平成30年9月）
- 令和元年東日本台風
- 令和2年7月豪雨（熊本）
- 熱海土石流災害（令和3年）



平成23年11月16日 宮城県石巻市

令和元年 東日本台風の被災地 (長野市、10月27日)



千曲川が決壊した穂保地区



市立豊野西小学校の避難所



昭和の森公園



市立豊野西小学校の避難所

アレルギー患者が困ったこと（東日本大震災）

（「母の会」の現地での聞き取りなどから）

- 子どもが空腹に耐えかね、ボランティアからもらってアレルギーとなる食物を食べ、命に係わる重篤な症状を起こした
- 周囲の人に「アレルギーが出ても食べないよりはいいのだから食べさせろ」と言われた
- ある食べ物を「アレルギーがあるので食べられない」と言ったら、「こんな時に贅沢を言うな」と避難所の担当者に怒られた
- 配給の時に「アレルギーがあるので成分表示なども見せて欲しい」と何度もお願いしたが嫌な顔をされて困った
- がれきの撤去作業や避難所などのホコリが多い環境で喘息が悪化したことを感染症と間違われ、避難所にいられなくなった
- 風呂やシャワーを使う回数が限られる環境でアトピー性皮膚炎が悪化したことが理解されず「汚い」などと言われた
- アトピー性皮膚炎が伝染すると思われ避難所を出なければならなかった



東日本大震災における アレルギー児の保護者へのアンケート調査(第2報)

山岡明子¹⁾、渡邊庸平¹⁾、角田文彦¹⁾、梅林宏明¹⁾、稲垣徹史¹⁾、虻川大樹¹⁾、
近藤直実²⁾、園部まり子³⁾、長岡徹³⁾、三田久美⁴⁾、柳井智和⁴⁾、三浦克志¹⁾

1) 宮城県立こども病院総合診療科 2) 岐阜大学大学院医学研究科小児病態学
3) NP0法人アレルギーを考える母の会 4) あっふるんるんくらぶ

第49回日本小児アレルギー学会 平成24年9月15日

誤食した11例の詳細

症例	年齢	性別	誤食した食品	症状	誤食した時の状況	その後の対応	普段除去している食品
1	7歳	男	マカダミアクッキー	嘔吐	ボランティアの方からいただいた表示なしの菓子を摂取した。 (親への確認がなかった)	処方されている緊急時の内服薬を服用させた	貝類、ピーナツ、アーモンド・クルミ・マカダミアなどのナッツ類
2	11歳	女	だんご	湿疹	未記入(不明)	市販の抗アレルギー薬を飲ませた	クルミ
3	10歳	男	魚介だしのカップメン (麺のみ)	なし	未記入(不明)	様子を見ていた	魚介類
4	7歳	男	さつまあげ	なし	親元から離れた当初の避難所にて、アレルギーを知っていてくれる大人がいなく、支給されたさつまあげを1口食べてしまった。	何もできなかった	鶏卵、ピーナツ
5	7歳	女	もちのタレ	嘔吐	復興に関する祭りで、地方ボランティアの方が提供して下さった。タレの内容物が分からず口にしてしまった。	医療機関を受診した	ピーナツ
6	9歳	男	杏仁豆腐	なし	お腹がすいて、一人で食べているところを発見。	処方されている緊急時の内服薬を服用させた	鶏卵、乳製品 (少しは摂取可)
7	2歳	女	パン	なし	未記入(不明)	様子を見ていた	鶏卵、乳製品
8	3歳	女	菓子パン	なし	少しだけ食べさせた。	様子を見ていた	鶏卵
9	1歳	男	赤いきつね	アナフィラキシー	未記入(不明)	医療機関を受診し入院	鶏卵、乳製品、小麦、その他 (牛肉、鮭)
10	8歳	男	原因不明(卵成分)	眼瞼腫張、蕁麻疹	未記入(不明)	エピペン®筋注し、医療機関を受診した	鶏卵、小麦、そば、ピーナツ、その他(パイナップル缶詰以外の輸入フルーツ、桃、さば)
11	8歳	男	おでんセット (卵が入っていた)	喉の違和感、咳	未記入(不明)	医療機関を受診した	鶏卵、乳製品、ピーナツ

「要配慮者」としてのアレルギー患者支援

アレルギー患者は「要配慮者」

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」
(平成25年8月、同28年4月改定)に明記

第1 平時における対応

1 避難所の組織体制と応援体制の整備

(1) - ①体制の整備

平常時から市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健衛生関係部局が中心となり、関係部局等が協力して、『避難所運営準備会議（仮称）』を開催し、**要介護高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等**（以下「要配慮者」という。）や在宅者への支援も視野に入れて連携し、災害時の対応や役割分担などについて決めておくこと

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」

すべての自治体で「取組指針」の実行を！

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」

内閣府（防災担当）平成25年8月、同28年4月改定（抜粋）

発災翌年の平成24年10月、内閣府に「避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会」が設置された。「母の会」代表が委員として報告・提案した内容が盛り込まれた

第1－4 避難所における備蓄等

（1）食料・飲料水の備蓄

食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファーマイ等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄する。必要な方に確実に届けられるよう、要配慮者の利用にも配慮する

第2－7 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

（1）食事の原材料表示

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにする

（2）避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供

食物アレルギーの避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、（中略）食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用する

第2－8 衛生・巡回診療・保健

（7）② 生命・身体に配慮を要する避難者への対応

アトピー性皮膚炎の悪化を避けるための仮設風呂・シャワーを優先的な使用させることや、喘息など呼吸器疾患の悪化を避けるためのほこりの少ない場所への避難などの配慮がなされることが望ましい

「取組指針」から5年、対応は進んでいるのか？

- 総務省、内閣府の調査によると、自治体の「アレルギー対応食」の備蓄は着実に進んでいるとされる
- 西日本豪雨、北海道胆振東部地震（平成30年）の被災地（被災5市4町）では具体的な取り組みを確認できず
- 18か所の避難所で、小児アレルギー学会が作成し厚生労働省が周知した患者支援の「災害パンフ」は掲示されていなかった。同パンフを知っていた保健師などいなかった
- 被災5市4町の被災者支援部門で「災害パンフ」を知っていたのは1市、実際には活用していなかった
- JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）が開設した「特殊栄養食品ステーション」、同ステーションで食物アレルギー対応食を配布していることを知っている保健師などいなかった
- 栄養士の一人は「何が入っているか分からないので、食物アレルギーの人は避難所で出される食事を食べないように言ってある」と言っていた



北海道厚真町、厚真中学校の避難所で

厚生労働科学研究(令和2、3年度)

「大規模災害におけるアレルギー疾患患者の問題の把握とその解決に向けた研究」

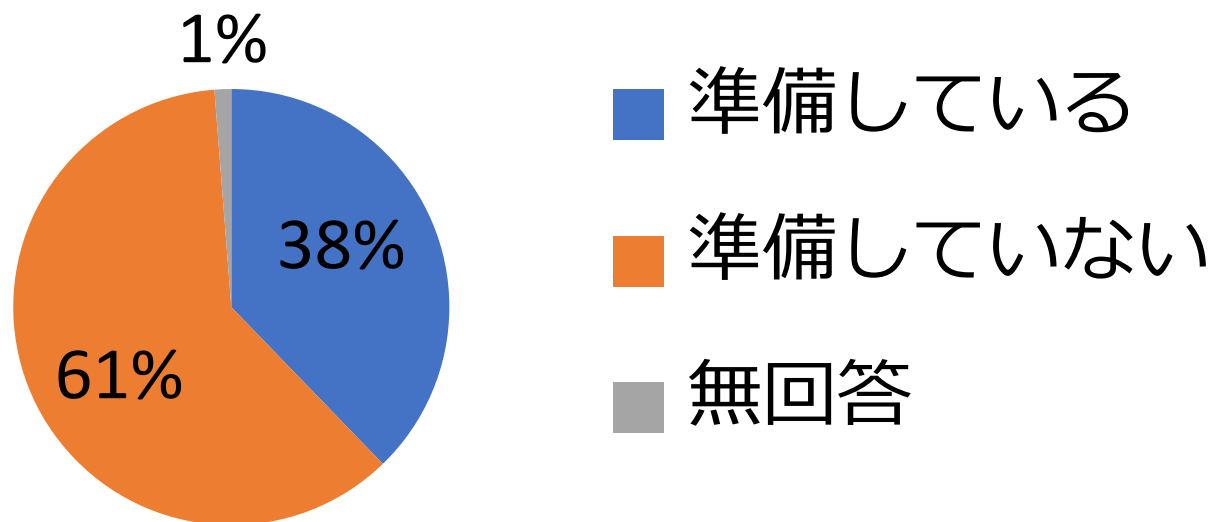
(当会も研究協力者として参画)

第58回 日本小児アレルギー学会学術大会シンポジウム
大規模災害時におけるアレルギー疾患患者の問題とその対応
行政側から見た問題点とその解決 から



平成23年4月17日 岩手県陸前高田市

問 避難所で食料や食事（炊き出し、弁当を含む）の提供を行う際に食物アレルギーを有する避難者に配慮した準備をしていますか n=323



<準備の内容>

アレルギー対応食の備蓄

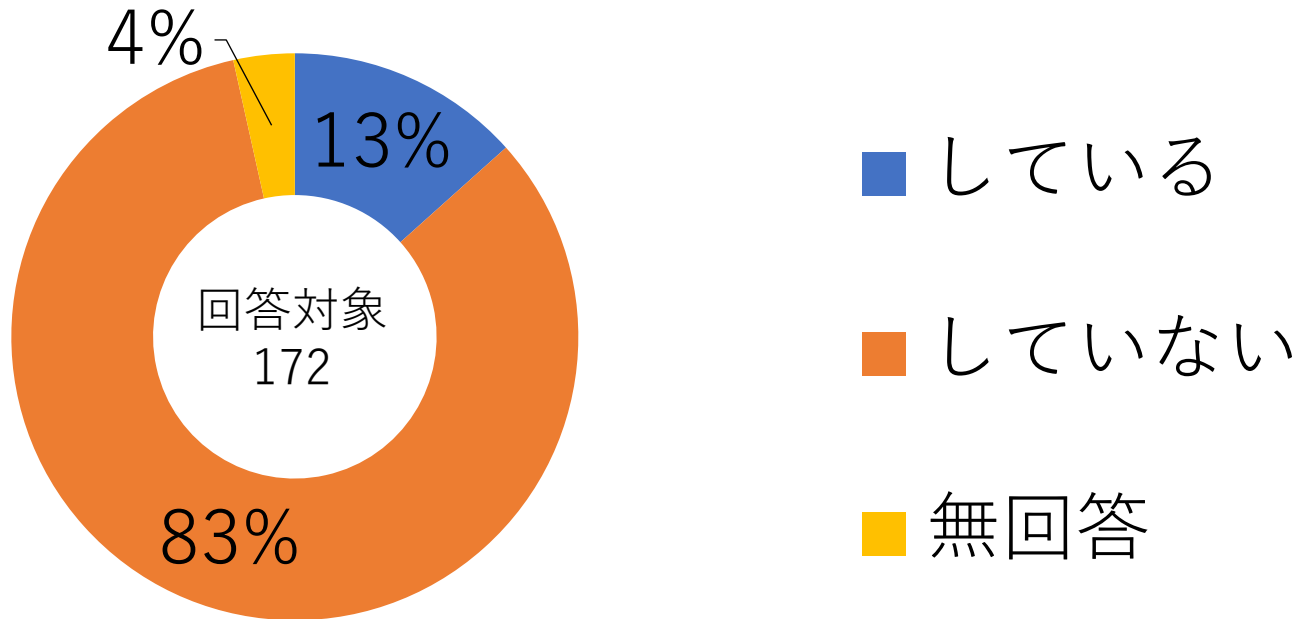
原材料表示の資材/使用食品掲示の取り決め

食物アレルギーを表示するカードやビブス

避難所の受付や食料配布時の食物アレルギーの確認



アレルギー対応食品についての 住民への情報公開



患者の視点で、とりわけ取り組みが遅れている分野

○災害時のアレルギー対応

災害時には、日常取り組めていた課題が集中的に顕在化する。食物アレルギー患者は避難所などで食事の確保に苦勞し、絶えず誤食のリスクにさらされる。国は対応の指針を示しているが、自治体の取り組みが進んでいるとは言えない。食物アレルギー対応を進めることは、脆弱な立場のすべての「要配慮者」（災害対策基本法）が過ごせる避難生活に通じる

○「外食・中食」のアレルギー表示

レストランなどでの食事は、友人との語らいや家族団らんなど、生活を潤す機会となる。ところが「外食・中食」にアレルギー表示のルールがない日本では、そうした機会も奪われがち、自主的な表示による誤食事故も頻発している。患者は表示のルール作りを求めるが国の対応は鈍い。食物アレルギー患者など食に脆弱な立場の人々を取り残さない視点と取り組みが求められる

食物アレルギーに関連する表示の現状

【食物アレルギー表示の対象範囲】

(数ppm、数 μ g/g以上)

● 容器包装されたアレルギーを含む加工食品及び添加物

※アレルギーに由来する添加物を使用した場合、一部の生鮮食品も対象となります。

加工食品

【食物アレルギー表示の対象としていないもの】

● 容器包装に入れずに販売する食品（ばら売りや量り売りなど）

● 設備を設けて飲食させる食品（飲食店で提供される食品、出前など）

※飲食店で容器包装に入れられた食品を販売する場合は表示が必要です。

● 酒類（食品製造時に使用されるアルコールも含む）

※顔が赤くなる、動悸等の症状が、特定原材料等の抗原性によるものかアルコールの作用によるものかを判断することが極めて困難であり、酒類によりアレルギー疾患を引き起こすとの知見が得られにくいため、現時点では表示義務の対象となっていません。

外食・中食

注：容器包装の表示可能面積が 30 cm²以下の場合であっても、食物アレルギー表示は省略できません。

■ 食物アレルギー表示対象品目

表示	用語	品目 [*]
義務	特定原材料（8品目）	えび・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生（ピーナッツ）
推奨	特定原材料に準ずるもの（20品目）	アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン

「加工食品の食物アレルギーハンドブック」（消費者庁 令和5年3月）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_210514_01.pdf

「外食等におけるアレルギー情報の提供の在り方検討会」中間報告

(平成 26年 12月、平成 27年 4月 一部改定)

原材料に関する情報の提供を基本に、情報の正確性の確保、適切な調理上等の管理措置、外食等事業者の情報提供のレベルアップ、事業者・従業員への研修の実施など事業者の自主的な取り組みの下で進めていく（要旨）

（中間報告） 9 おわりに

本報告書の内容を踏まえ、消費者庁による食物アレルギー患者や事業者に対するアレルギー情報の提供促進のための取組や、外食等事業者を所管する農林水産省等の関係省庁の関与のもと作成することが求められる手引書を活用するなどして、外食等事業者による誤認のない、**適切なアレルギー情報の提供が促進されることが期待される**ところである。また、企業経営においては、法令の遵守のみならず、社会的な要請に応えることも求められると考えられるところであり、こうした観点から、外食等事業者へのアレルギー情報の提供の必要性の周知や、優良な取組事例の紹介などにより、**自主的な取組を広げていく**といった視点も踏まえる必要があると考えられる。

なお、食品表示法において、施行後3年を目途に、施行状況を確認する規定が設けられているところである。本報告書において取りまとめた外食等事業者の取組については、外食等事業を対象としていること、外食等事業者のコンプライアンスとの関連を踏まえた、自主的な取組を促していくものであるという点において、食品表示法で規定する、食品の容器包装への義務表示とは対象が異なるものであるが、消費者（食物アレルギー患者）への情報提供という点においては趣旨が共通する部分もあることから、**食品表示法の施行状況の調査と同じタイミングで、外食等事業者の取組状況を確認すべき**と考えられる。

「中間報告」から7年 取り組みは進んでいるのか？ 調査を実施

「外食等におけるアレルゲン情報の提供の在り方検討会」（平成26年）で委員を務めた患者会を中心に、食物アレルギー患者が外食・中食に向き合っている現状を明らかにするWeb調査を行った

- 調査対象：食物アレルギー患者本人または保護者
- 調査方法：インターネットを用いた調査 調査期間：令和3年8月～9月

【調査を行った8患者会】

NPO法人アレルギーを考える母の会

NPO法人ピアサポートF.A.cafe

大阪狭山食物アレルギー・アトピーサークル「Smile・Smile」

NPOアレルギー児を支える全国ネット「アラジーポット」

NPO法人アレルギーの正しい理解をサポートするみんなの会

アレルギーっ子の子育てママ

ひらつか食物アレルギーの会

えびなアレルギーサークルデイジー

（監修：昭和大学医学部小児科学講座教授 今井孝成先生）

結果は第22回食物アレルギー研究会（令和4年2月）で報告

○ 外食・中食における食物アレルギー調査の結果（概要）

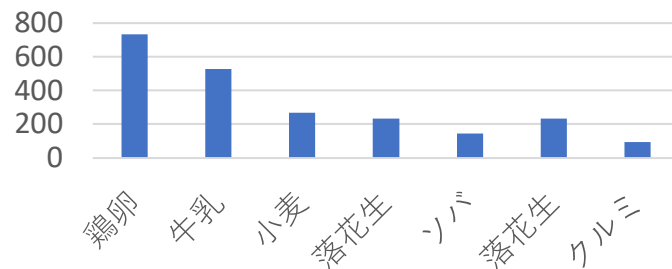
有効回答 1141名

平均年齢 12.9±12.8歳

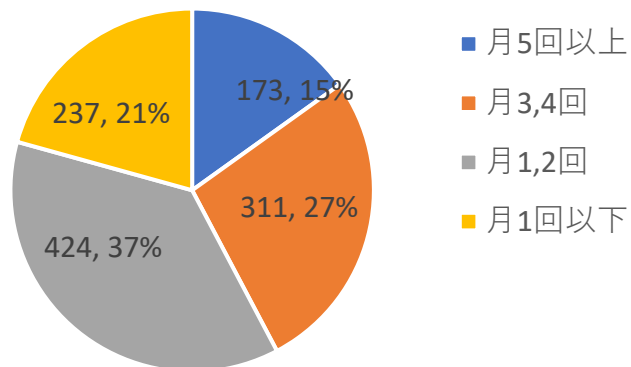
アナフィラキシー既往 772名 (67.4%)

エピペンあり 583名 (50.9%)

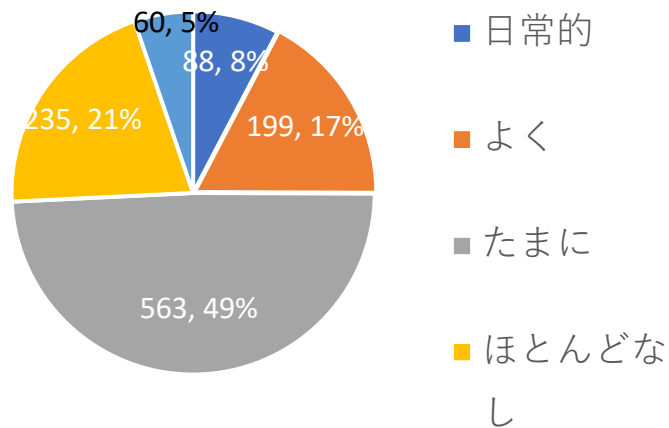
主要原因食物頻度

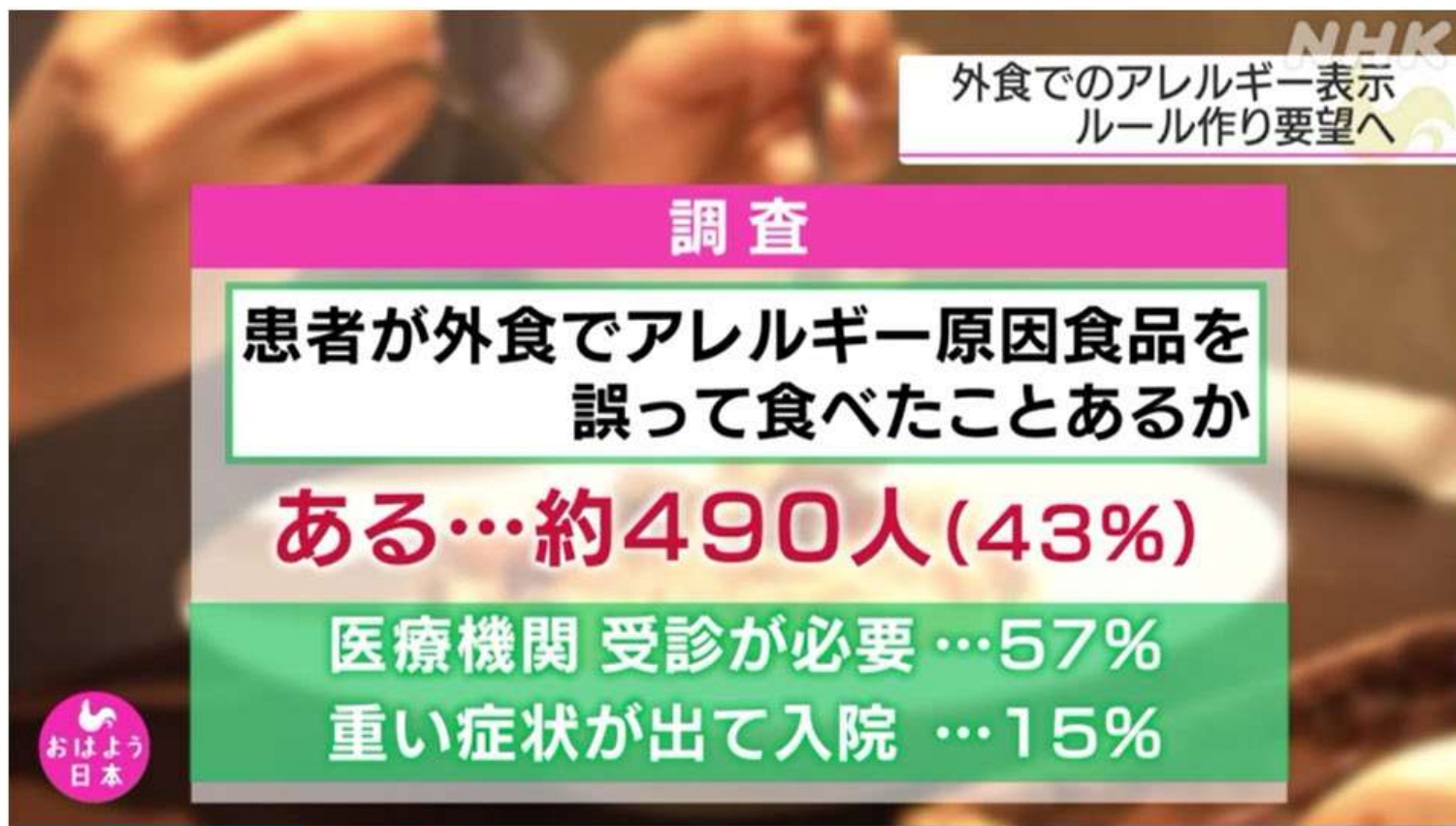


外食



中食





外食で食物アレルギー誤食は約40% 患者会 がルール作り要望へ

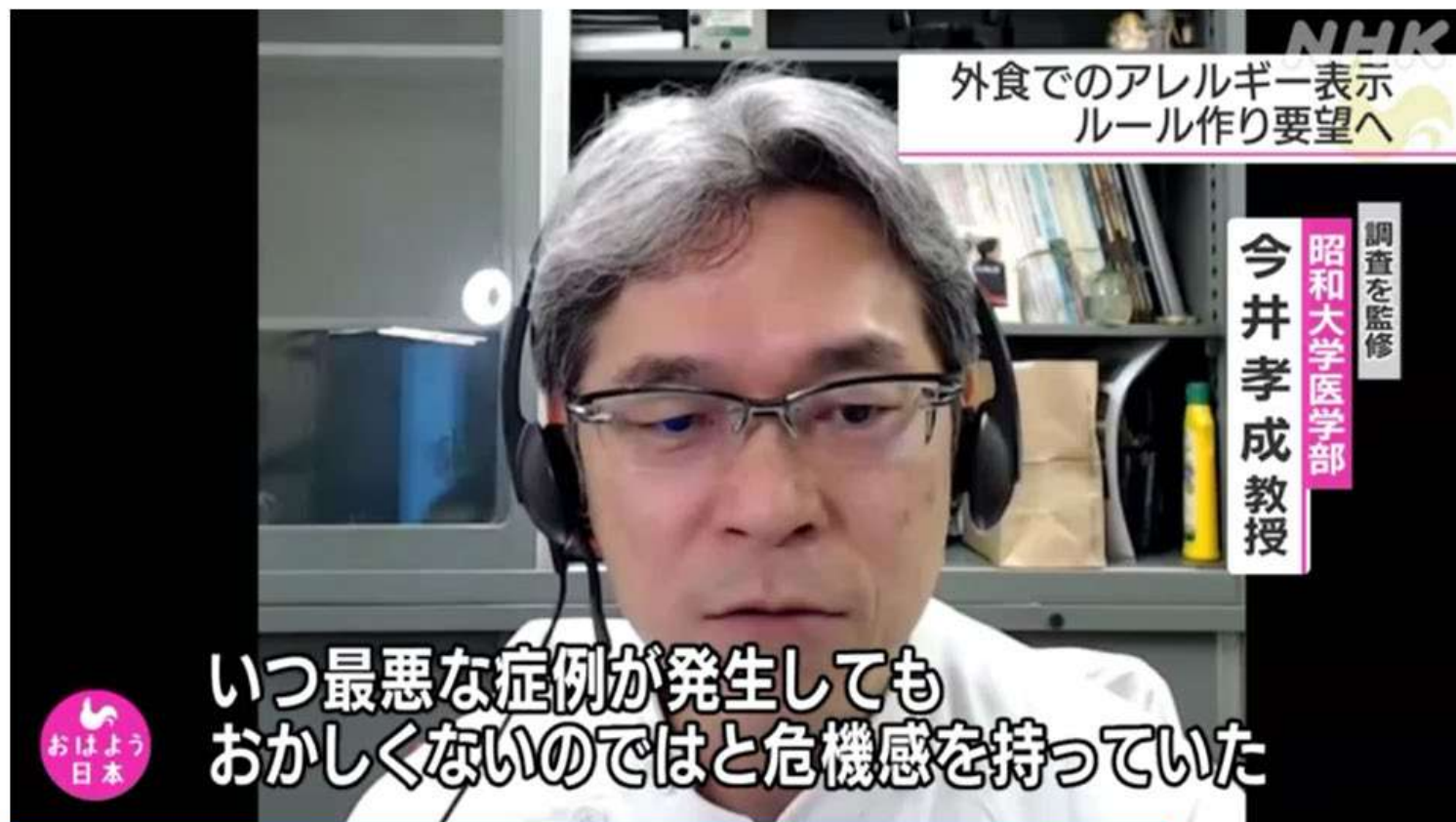
2021年11月11日 4時28分

誤食の原因 (複数回答)

- **患者の確認ミス 431件**
- **店舗側のミス 368件**
 - * 口頭で確認したが、回答に誤りがあった
 - * 表示はあったが、内容に誤りがあった

自由記載 97/969

- **店員の理解・教育をしっかりとしてほしい**
 - * しっかりとアレルギーの知識を持った上で表示をしてほしい
 - * シールと違う材料が使われていた。「シールを使い終わるまで使う」と言っていた
 - * アレルギーのことを聞かれ迷惑そうな顔をするのはやめてほしい
 - * 入店拒否や面倒くさいという表情。そんな奴は来るな、と言われてるようでつらい
 - * 症状が出ても補償しないという同意書にサインを求めるのはやめてほしい



外食で食物アレルギー誤食は約40% 患者会 がルール作り要望へ

2021年11月11日 4時28分

「表示のルール作り」を消費者庁に要望 (令和3年11月11日)

「入院を要するような重症症例が発生し続けていることは、この間の取り組みが不十分であることを表しており、患者として到底、看過できない（中略）実効性ある表示ルール作りに早急に取り組むよう要望する」



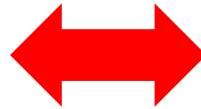
伊藤明子消費者庁長官（右から4人目）に要望を行った（11月11日）

患者の要望

(対応可能なルール作り)

対応は規模の大きいチェーン店などの事業者から始める、コンタミ（混入）までの対応は求めないなど対応可能なルールを、消費者庁が早急に作ることが求められる

今できなければ、学校と同様に死亡事故が起きて、初めて本格的に動き出すことになるのではと危惧される



消費者庁の対応

(従来の方針の延長)



自主的な対応を促すパンフ発行(令和5年3月)にとどまる

取り組みへの期待 (まとめ)

遅れている災害時の食物アレルギー対応や「外食・中食」の表示ルール作りは、個別の施策としてだけでなく、「食」に脆弱な立場の人を取り残さない視点を持つことで、多くの人々の理解を得て広がり、進展することが期待されます

災害時、ほんの少しの配慮で

避難所に置かれたお弁当。手に取らなくても原材料が分かるように書き出し掲示したことで、食物アレルギー患者も食べられるか、周囲を気にせず判断できた（令和元年10月27日、長野市北部スポーツレクリエーションセンター）



NPO法人 **アレルギーを考える母の会** **相談窓口** (無料)

毎月第4火曜10時~12時 かながわ県民センター15F
相談専用携帯 090-3220-4425 (24時間対応)

ホームページ : hahanokai.org

